

平成23年度第11回庁議 会議録

[日 時] 平成24年2月1日(水) 午前9時30分～午前10時

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市税の歳入見込みについて (総務部)

3 連絡事項

(1) 平成24年度施政方針(案)について (企画部)

(2) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について (経済部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日から2月に入りました。24年度の当初予算、23年度の3月補正につきましてはすでに内示をいたしておりです。今月末から3月議会の開会となりますので重要事業、懸案事業の今年度の総括また、来年度に向けての準備や予算についての説明を行う準備をよろしくをお願いします。

2 議事

(1) 市税の歳入見込みについて

<市 長> それでは、議事に入ります。

「市税の歳入見込みについて」ですが、総務部からお願いします。

<総務部長> 総務部から、市税の歳入見通しについて、説明をいたします。

市税につきましては、平成22年度は、住友企業、特に住友金属鉱山の業績回復により、調定額が約200億7,400万円、収入額が約189億7,200万円と、前年に対して約3億8,400万円の増加であ

りました。平成23年度においては、アメリカに端を発した世界的な金融危機に加え、東日本大震災の影響や欧州の政府債務危機等、景気の後退により、個人市民税と法人市民税の税収が若干、落ち込んでおります。このため、調定額ベースで約199億4,200万円、収入額ベースでは約187億4,300万円を見込んでおり、平成22年度決算額と比較して、調定額で約1億3,100万円、収入額で約2億2,900万円の減収となる見込みとなっております。

次に、平成24年度の税収見込みでございますが、東日本大震災の影響や金融危機の深刻化、景気の下振れ懸念、株式・為替市場の変動など、景気の先行きが不透明なことから、法人市民税が落ち込むものと懸念しております。このようなことから、調定額で約190億4,100万円、収入額で約178億800万円を見込んでおり、今年度決算見込み額と比較しても、調定額で約9億100万円、収入額で約9億3,400万円の減収となる見込みでございます。

それでは、税目毎に現年度課税分について、平成23年度、24年度の調定額ベースでの見込みの概要を説明いたします。なお、見込額算定における前提条件として、このほど発表されました平成24年度税制改正大綱に基づく税制改正を織り込んで、見込額を算定しております。

まず、個人市民税について、平成23年度は、税制面では、東日本大震災の被災者等に係る雑損控除額等の特例と住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例が施行されたものの税収に大きく影響する改正はありませんでした。しかしながら、給与所得は平成20年9月のリーマンブラザーズの破綻による世界同時不況の影響から足踏み状態が続いており、調定見込額は22年度決算調定額に対し、約2.9%減の約52億8,700万円になると見込んでおります。平成24年度は、税制面での大きな改正として、子ども手当実施に伴う16歳未満の年少扶養控除の廃止と16歳以上19歳未満の特定扶養控除の一部廃止が行われます。一方所得については、東日本大震災による影響や世界同時不況等による景気後退により、引き続き、給与所得や営業所得の足踏み状態が見込まれ、所得推計にあたり、平成23年の春闘・人事院勧告・各経済研究所の賞与等の統計資料・各種経済指標を加味した結果、個人市民税は23年度調定見込額の約4.4%増の約55億1,800万円を見込んでおります。

次に、法人市民税について、法人市民税の税制面での大きな改正として、法人実効税率を5%引き下げするため、法人税率が、現行30%から25.5%に引き下げられ、平成24年4月1日以降に開始される事業年度から適用されることになりましたが、平成24年度までの法人市民税に与える影響は小さいものと考えております。平成23年度は、欧州

の政府債務危機などを背景に世界経済の減速が懸念されるなかで、東日本大震災の影響に加え、為替レート・株価の変動、タイの洪水の影響等により、下半期に企業業績が鈍化したため、法人市民税の税収は減少しており、22年度決算調定額の約2.2%減の約22億1,000万円を見込んでおります。なお、収入見込みにつきましては、企業倒産等の影響により前年の約5.4%の減収を見込んでおります。

平成24年度の見通しといたしましては、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているものの、企業収益は、減少しており、依然デフレ・円高などの影響が懸念されますことから、法人市民税額の調定見込額としては、23年度決算調定見込額の約25.5%減の約16億4,700万円と見込んでおります。

法人市民税につきましては、もう少し詳細にご説明申し上げます。法人市民税、特に法人税割額につきましては、景気動向、企業業績により大きく変動し、税収を大きく左右するものとなっております。まず、住友3社の法人税割調定額につきましては、平成23年度実績では若干の減少幅でありましたが、平成24年度の税収見込み調査の回答によりますと、税額が大幅に減少する見込となっております。また、住友関連各社への見込調査においても、減少見込の回答が大半を占めております。さらに、その他の主要企業において同様の調査を行ったところ、経済情勢の足踏み感がみられ、本年度より調定額が減少する傾向でありますことから、見込数値として約25%減で算定いたしております。このようなことから、平成24年度の法人市民税税割額の調定見込額は、約12億9,800万円となり、厳しい見込みとなっております。

次に、軽自動車税は、平成23年度は、引き続き税率の高い軽四乗用車がわずかに増加する見込みのため、22年度決算調定額の約1.6%増の約2億6,700万円。また平成24年度についても、平成23年度決算調定見込額の約0.3%増の約2億6,800万円を見込んでおります。

次に、たばこ税ですが、平成23年度につきましては、平成22年度の大規模な税率の引き上げや、東日本大震災による出荷停止等の影響により、売上本数は前年比約16.1%減少の約1億8,000万本となる見込みであります。しかしながら税率の引き上げにより調定額は平成22年度決算調定額の約2.5%増の約8億1,200万円を見込んでおります。

平成24年度につきましては、公共施設や交通機関、飲食店での一層の禁煙推進や喫煙者数の減少など、健康志向の高まりを受け、消費本数

がさらに減少すると予想されることから、平成23年度決算調定見込額の約5.0%減の約7億7,200万円を見込んでおります。

次に、入湯税は、納税者が市内に1社であり、大きく変動する要素も少ないことから、平成23年度見込み約39万円、平成24年度見込みは、約40万円といたしております。

次に、固定資産税について説明します。平成24年度税制改正（案）において税額に影響する大幅な見直しはなく、平成24年度調定見込額は、総額で約8億9,300万円を、歳入見込額は約8億5,360万円を見込んでおります。まず、土地につきましては、地価は平成4年以降連続して下落しており、平成23年度地価公示の全用途評価変動率もマイナス3.3%(22年度はマイナス3.8%)と引き続き下落しています。税収は、平成23年度決算調定見込額から約1.5%減の約3億2,400万円と見込んでいます。次に、家屋につきましては、平成24年度は評価替えのため、評価替えによる在来分家屋の評価額減少、平成23年中の新增築、滅失家屋の調査の結果、平成23年度決算調定見込額から約9.1%減の約2億9,900万円と見込んでいます。償却資産につきましては、住友関連企業等への調査の結果、平成23年度決算調定見込額から約8.7%減の約2億5,900万円と見込んでいます。

次に、都市計画税の平成24年度調定見込額は、総額で約9億8,900万円を、歳入見込額は、約9億7,100万円を見込んでいます。固定資産税と同様の試算の結果、平成23年度決算調定見込額から、土地については、約1.6%減の約5億6,400万円と見込み、家屋については、約9.5%減の約4億2,500万円と見込んでおります。

最後に、徴収率設定について説明いたします。

今まで調定額ベースで説明してまいりましたが、調定見込み額に徴収率見込みを乗じた収入見込み額が実際の税収見込みとなります。現時点での徴収率を基準に、税目ごとの徴収率を予測し、設定しております。平成23年度につきましては、昨今の個人所得の減少等から現年課税分の個人市民税が約0.4%弱、法人倒産の影響を受け現年課税分の法人市民税が約3%強減少する見込みであります。また、滞納繰越分の徴収率が約1.9%減少する見込みであります。このことから市税全体の徴収率は、昨年度比で約0.5%減の93.99%に設定いたしております。平成24年度につきましては、平成23年度決算見込み額を基準に税目ごとに予測した徴収率から算出いたしておりますが、固定資産税の調定額が評価替えにより減少することなどを考慮し、93.53%と見込んでおります。収入額ベースでは、滞納繰越分を含め、平成23年度収入額は、個人市民税及び法人市民税合わせて約3億400万円減となる見

込みから、昨年度比約1.2%減の約187億4,300万円を見込んでおります。平成24年度収入額は、法人市民税が約16億4,400万円に、また、固定資産税、都市計画税を含みますが約96億4,000万円に留まる予測から、平成23年度収入見込額に比べ約5%減、金額にして約9億3,400万円減の約178億800万円の見込みであります。

<市長> 以上のとおり、景気動向や土地の価格の問題などで税収としては落ち込むという予測だが、予算についてはこれを反映したものになっている。一層の経費縮減・効率化をお願いします。

<市長> 法人税の減少については、1年前に見込んでいたものと同じ程度なのか。

<総務部長> そうです。減少については予測の範囲内であった。

3 連絡事項

<市長> 連絡事項ということで、平成24年度の施政方針案について企画部長からお願いします。

<企画部長> 平成24年度の施政方針案についての修正についてお願いいたします。施政方針については、3月議会の冒頭において、市長から市政運営の基本理念、基本姿勢の外、第五次新居浜市長期総合計画のまちづくりの目標ごとに重要施策、主な取組内容を申し上げることとしています。現時点の施政方針(案)は、予算要望時に提出していただいた各部局の予算編成方針をベースに、修正を加え作成していますが、その内容について、確認していただき、2月6日(月)までに修正をお願いします。この庁議終了後、各部局長に施政方針(案)をメールで送信しますので、変更履歴を残し、修正後、各部局取りまとめのうえ、担当者まで返信をお願いします。なお、確認、修正に当りましては、各部局ごとでなく、フィールドごとに作成していますので、見落としのないようにお願いします。また、先に内示した平成24年度当初予算の内容と整合をとり、数値や取組内容に誤りがないか、確認をお願いします。

<市長> 事前に何か所かは指摘もいたしましたが、先ほどの説明通りの手順をふんでいただき、こちらの方でももう1度確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、次に、その他ということで経済部からお願いいたします。

<経済部長>

公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が平成22年5月26日に公布され、10月1日に施行されました。その趣旨は林業の持続的かつ健全な発展を図り森林の適正な整備、木材の自給率の向上に寄与するため木材の利用の促進に関する基本方針を定めて、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずるということです。

法律の内容ですが、国の責務・地方公共団体の責務があります。双方ともに公共建築物において木材の利用に努めなければならないということ。公共建築物とは、①国・地方公共団体が整備する公共の用途に供する建築物、②国・地方公共団体以外のもが整備する建築物で①に準ずるものということ、②については民間事業者が設置する施設で学校や老人ホーム等の社会福祉施設、また病院、体育館など公共性の高い建築物です。それらについて、木材の利用に努めなければならないという責務が課せられたものです。国では、平成22年10月4日に基本方針を定めており、愛媛県では平成23年3月25日に策定されております。新居浜市においても本年3月を目途に基本方針を策定したい。本日は法の趣旨を説明しましたが、基本方針ができましたら、改めて庁議の場等で報告いたします。各部局、基本方針に基づき、木材の利用に努めていただきたいと思います。基本方針の方向としては、木造化の目標として、低層の建築物は原則としてすべて木造化を図る、というのが国・愛媛県の方針である。新居浜市としては木造化に努めるというような形の方針にしたい。また、その他の目標としては高層の建築物についても内装の木質化に努め、備品や消耗品についても木材の使用に努めることを方針としたい。民間事業者が整備する施設については、各担当部局において該当する事業者への働きかけをお願いしたい。その際のパンフレットは経済部で用意します。また、建築担当部局においては新居浜市が建築する低層の建築物についてはこの方針に従って設計等配慮をいただきたい。木材の利用によりコストが高くなることも予想されるが予算査定時の配慮をおねがいたします。

<市長>

これまでも木質化には努めてきたが、法律に基づき明確にしておくというものです。

<経済部長>

補助事業の採択要件として、この方針の策定が必要となります。平成24年度予算から対応できるように策定いたす予定です。

<市長> 方針に基づき、木質化に努めていくようにお願いします。

他に、何かございませんか。

<教育長> 小中学校、幼稚園のインフルエンザ状況について、本日現在で学級閉鎖又は学年閉鎖をしている学校は、宮西小、神郷小、泉川小、神郷幼稚園です。1月中に学級閉鎖等をした学校は金子小、金栄小、中萩小、角野小です。連日250名前後、2.3%程度の児童がインフルエンザ有症者又は出席停止となっております。中学校は今週から来週にかけて私立高等学校の入試があり、20日すぎには新居浜高専の入試があり、出席停止者はおりますが、学級閉鎖までには至っておりません。特にA型が流行しているようです。

<市長> 職員の状況は？

<総務部長> 風邪薬を取りに来る職員が増えている程度です。

<市長> 公共施設内の感染予防をお願いします。

私の方からゆらぎのごみの不法投棄について報告をいたします。経過については新聞報道等のおりですが、11月20日に私の方へ不法投棄があるのではないかという通報があり、それを会社に指示をして確認をしたら、そういう事実があり、撤去をしたということであります。不法投棄の扱いについては、通常、不法投棄があれば市が確認をして当該の事業所や個人に指導をして撤去をさせることですので、そういう手順に沿って行いました。しかし、不法投棄をした事業所が第3セクターという公共性の高いものであったため、新聞報道の扱いも違ったものになったと思っています。今後の対応につきましては、撤去が不十分だったことも判明しました。ゆらぎの敷地内にあるごみは、ゆらぎが捨てたものであると思われるので、それについては再度撤去をいたします。林業所有地に捨てた灰についてもきちんと所有者と確認をしてもらいながら、撤去をしていくというのが方針です。今後は県や警察の指示に従いながら撤去を行ってまいります。また、進捗があればご報告いたします。この件に関して何かありましたら、経済部長、副市長へ報告をお願いします。

他になにかございませんか。

ないので、これで第11回庁議を終了いたします。